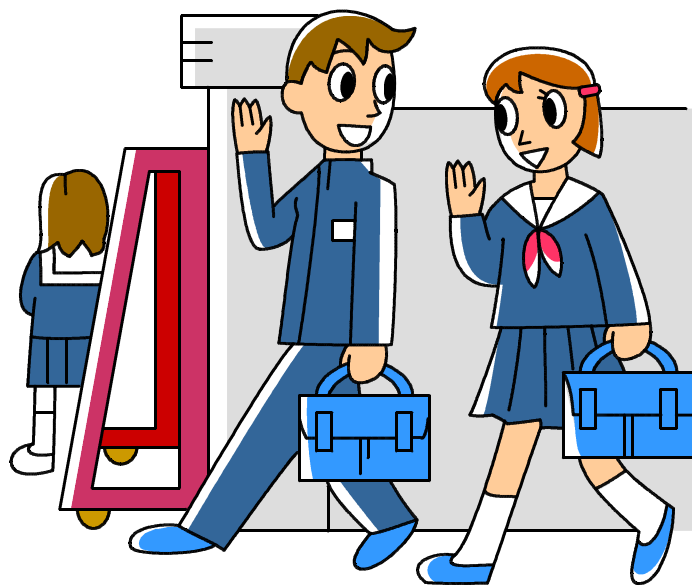


八代市立坂本中学校 「いじめ防止基本方針」



令和4年4月

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 生徒会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ等の実態
 - (1) いじめの認知件数
 - (2) 不登校生徒数の推移
 - (3) いじめ問題等の実態
 - (4) 学校評価より
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 5 重大事態への対処
- 6 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

(定義) いじめ防止対策推進法から

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

八代市立坂本中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組みます。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにはいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・ いじめられた生徒の立場に立って考えること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- ・ いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒には適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為によって相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要だと考えます。

(2) いじめの未然防止について

すべての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点を大切にします。

すべての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校関係者が一体となった継続的な取組を行います。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養います。

さらに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる体験を社会全体でつくることも未然防止の観点から重要と考えます。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識をPTA、地域住民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠だと考えます。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めていきます。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することを進めていきます。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行います。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、組織的な対応を行います。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とする体制を整備します。

そして、いじめの解決とは、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断します。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

特に、家庭からの情報がいち早く聞こえるよう、担任等との日頃の信頼関係を構築していきます。

(6) 生徒会との連携について

坂本中学校生徒会では、「～坂本中学校いじめ撲滅宣言～」を作成し、毎年、いじめ根絶月間に見直しを行い、意識を高めています。内容は、

- ・仲間一人一人の個性を認め、心と心でつながり、共に助け合います。
- ・常に人を傷つけていないかを考えて行動します。
- ・見て見ぬふりをせず助けます。
- ・自然を大切にし、ものを大切にし、友達を大切にします。
- ・思いやりと感謝の気持ちを持ち優しく手をさしのべます。

という5項目です。

この宣言は、12月の「人権集会」でも全校生徒で唱和して意識を高めています。生徒自身が自分たちでいじめのことを考えて防止策や行動について気をつけていることが分かります。教職員は生徒の活動がスムーズに行くよう陰から生徒会役員の活動を支えています。

(7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者との相談ができるよう、情報共有体制を構築しておきます。特に、坂本町の2つの駐在所とは連携を密にしていきます。一方の警察官の方には、学校評議員として学校との連携を深めていただきます。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとっていきます。

3 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数

	1年生		2年生		3年生	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
R1年度						
R2年度			1			
R3年度					1	

いじめアンケート 教頭 公文書

(2) 不登校生徒数の推移

	1年生		2年生		3年生		合計	発生率 (不登校生÷全校生徒)
	男子	女子	男子	女子	男子	女子		
R1年度					1		1	0.01
R2年度						1	1	0.01
R3年度		1	1	1			3	0.12

(3) いじめ問題等の実態

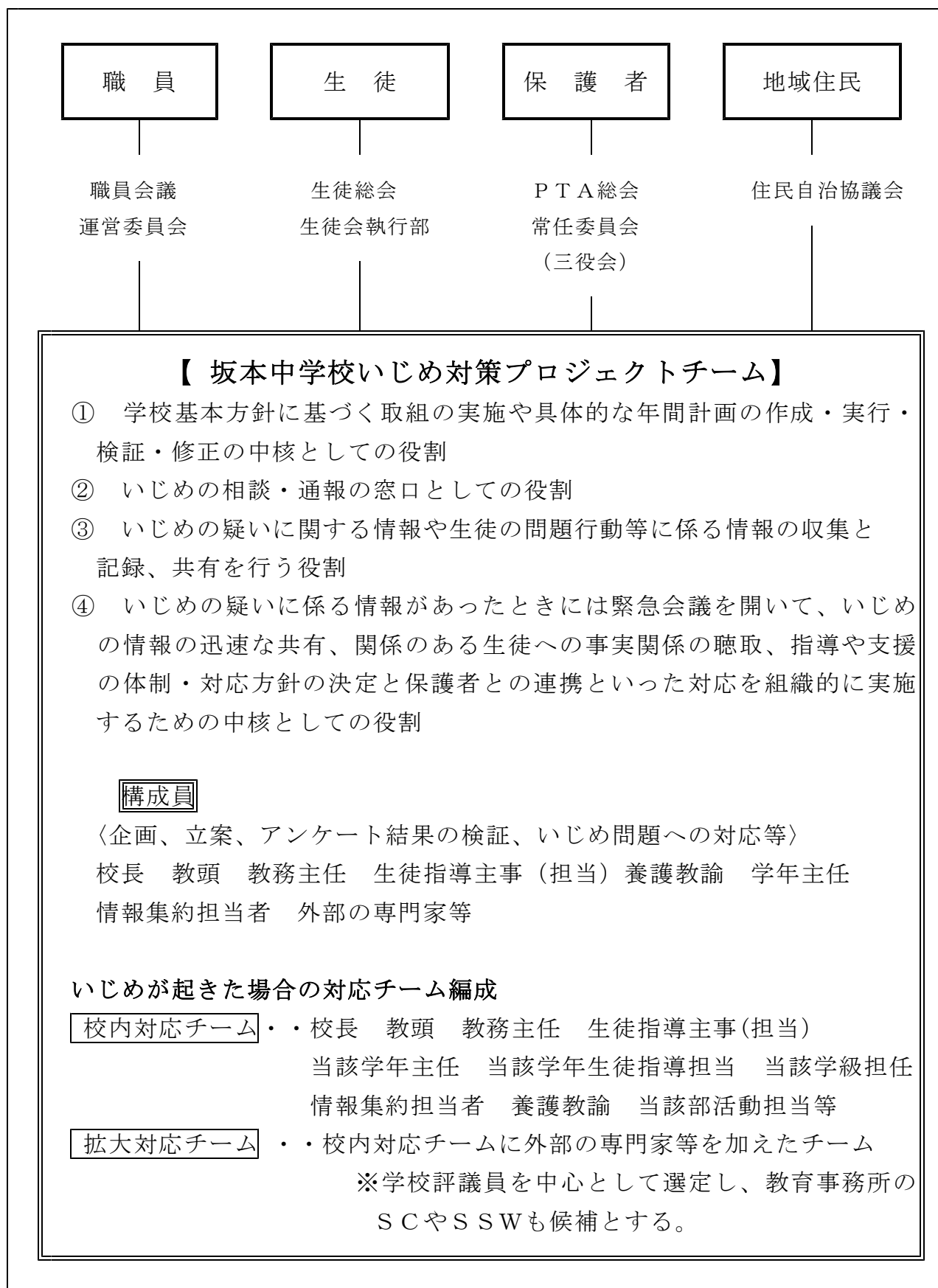
令和3年度の「心のアンケート」では、全校33名の合計ですが、

- ・学校が楽しくない。 (0名)
- ・誰かの役に立っていない。 (1名)
- ・授業が分からない。 (0名)
- ・自信のあることや自慢できるものがない。 (2名)
- ・今の学年でいじめられたことがある。 (1名)

という結果です。職員で結果を共有しながら、特に、いじめについては生徒に話を聞き、「解決済み」を確認しました。方針にもあげましたが、どの学校でも起こりうるということを表しています。より一層、生徒の内面を理解する工夫をしていきたいと考えています。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり(わかる授業)、絆づくりの実践

- ①授業のはじめに「めあて」を掲示し、確認をします。
- ②言語活動の充実のため、ペア学習やグループ学習の習熟を図ります。

イ 道徳教育の充実

- ①年間計画に学期に1回程度はいじめ防止につながる題材を配置します。
- ②仲間づくりの題材で意識の高揚を図ります。

ウ 生徒会活動の充実

- ①人権集会を中心に自分たちの言葉で「いじめ根絶」を表現します。
- ②人権子ども集会・フェスティバル in やつしろに参加します。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- ①小中合同歓迎遠足を実施して連携を深めます。
- ②小中合同で「登校坂清掃」を縦割りで行うなど工夫した活動を行います。

オ 体験活動の充実

- ①体育大会の応援団等、縦割りの活動で仲間を大切にします。
- ②福祉体験学習で自己有用感を醸成していきます。

カ 校内研修の取組

- ①学力向上の取り組みを共通理解しながらすすめていきます。
- ②生徒指導の資料を輪読しながら理解を深めていきます。

キ 生徒指導充実月間の取組

- ①月間前の職員会議で通知文の趣旨を確認していきます。
- ②毎週水曜日の生徒情報交換を充実させます。

ク 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの活用

- ①管理職が率先して授業の実践をします。
- ②指導プログラムの内容が繋がるように全校集会等の講話内容を考慮します。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- ①学期に1回の実施を計画的に進めていきます。
- ②アンケートの分析を複数で詳細に行います。

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ①養護教諭を窓口、SCの相談もお知らせします。
- ②毎月、SCの来校に合わせて保護者に周知のプリントを配付します。

ウ 電話相談窓口等の周知

- ①県や市の担当課等から出される相談窓口を記入したカード等を配付します。
- ②生徒にも適宜周知します。

エ 特別支援教育の視点から

- ①ケース会議にいじめの視点も加味します。
- ②生徒の特性がいじめに繋がらないよう特別支援教育の趣旨を伝えます。

オ 日々の観察

- ①登校の様子や出欠状況を管理職、生徒指導主事、養護教諭で把握します。
- ②毎週水曜日の生徒情報交換を活用して、一人一人をしっかりと観察します。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画 *項目は毎年変更されます

	学校行事	道徳(順に1、2、3年:主題名)	人権学習	学活
4月	入学式 歓迎遠足 部活紹介	新しい希望 磨き合う学級 新しい時代のために	自分発見(個性伸長)	組織づくり
5月	体育大会	個性をみがく 人間の弱さ 社会への奉仕	仲間づくり	体育大会を盛り上げよう
6月	生徒総会 生徒心得調印式	生命の不思議 人とのかかわり 生命の尊さ	命を大切に	学ぶことについて考えよう
7月	中体連総体	自分を生かす 他に学ぶ 自分らしく	男女共同参画	充実した夏休みにしよう
8月				
9月	写生大会 陸上中体連大会	役割の自覚 偏見をしりぞける 人間性の理解	共生の教育	教育相談
10月	中体連駅伝大会 文化祭	理想の実現 友への思い 理想を求めて	自分・相手・第三者 (立場で考える)	文化祭を成功させよう
11月		人間愛 自律する力 謙虚な心で	なぜ、学ぶのか	自分を見つめ直そう
12月	人権集会	人権の尊重 地域社会への参加 前向きに生きる	障がい者への理解	人権学習
1月	給食週間	国際社会の中で 人間として 人間の弱さと強さ	心のバリアフリー	働くことについて考えよう
2月	2年立志式	生命あるもの よりよい社会 社会のために	人間愛	生に関する学習
3月	卒業式	心を開いて 正義をつらぬく 自分らしく	福祉につくす	1年間を振り返って

	総合的な学習の時間	生徒会活動(執行部)	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	本年度の取り組みの確認	歓迎遠足を成功させよう	研修計画	学校応援団発会式
5月	1年 宿泊教室 食育体験学習 スキル学習	体育大会を成功させよう	第1回学校評議員会 生徒保護者アンケート (第1回)	体育大会
6月	2年 職場体験学習 の計画	生徒総会を成功させよう		避難訓練
7月	3年 進路学習	1学期のまとめをしっかりとしよう		郷土料理作り
8月			第2回学校評議員会	
9月	1年 文化祭の発表 に向けて キャリア学習	生活のリズムを取り戻そう		
10月	2年 文化祭の発表 に向けて 修学旅行	文化祭を成功させよう		文化祭
11月	3年 文化祭の発表 に向けて	生徒会役員改選の準備をしよう	生徒保護者アンケート (第2回)	
12月		人権集会を成功させよう	第3回学校評議員会	郷土料理作り
1月	1年 坂中の森づくり 年間のまとめ	生徒会の活動を充実させよう		親子料理教室
2月	2年 キャリア学習 年間のまとめ	入学説明会の準備をしよう	第4回学校評議員会	福祉体験学習
3月	3年 年間のまとめ	1年間のまとめをしよう		郷土料理作り

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

①生徒の気になる情報を基に、担任等、当該生徒に一番近い教職員が話を聞きます。

その際、複数で聞き取りを行います。保護者にも事実の内容を確認します。

②確認した事実の裏付けを取り、学年等の組織で確認を行います。

③確認した事実を管理職に報告し、対応・対策について協議して進めます。

イ いじめられている子どもへの対応

①まず、担任等の関係が一番近い教職員が生徒の安心感を作ります。

②心のケアとして、養護教諭を通してS Cの活用を図ります。

③生徒が安心して登校できる状態を作ります。

④学校全体として課題を解決するための対策を考えます。

⑤集会や学級指導を通して生徒の理解を図ります。

ウ いじめている子どもへの対応

①当該生徒の言動がいじめられている生徒へどのような影響を与えているかを、担任等を通して伝えます。

②いじめについて理解するプログラムを考えます。

③養護教諭を通してS Cを活用して教育相談を実施します。

エ 周囲の子どもへの対応

①学級指導を通して直接的にいじめの状況を伝えます。

②状況を把握できる道徳教材を使って心の教育を行います。

③生徒にいじめをなくす努力が大切なことを伝えます。また、自分は何をすべきかを考えさせます。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

①いじめを受けていることを伝え、生徒を守っていくことを伝えます。

②いじめる側絵の指導の仕方をきちんと伝えます。

③生徒の様子について継続的に伝えながら家庭での様子を把握します。

カ いじめた生徒の保護者への対応

①担任を含む学年部で対応し、いじめをしていることを伝え、いじめをしたことではなくいじめになった背景を理解してもらうように取り組みます。

②当該生徒の心の成長を願っていることを伝え、保護者の信頼を得ます。

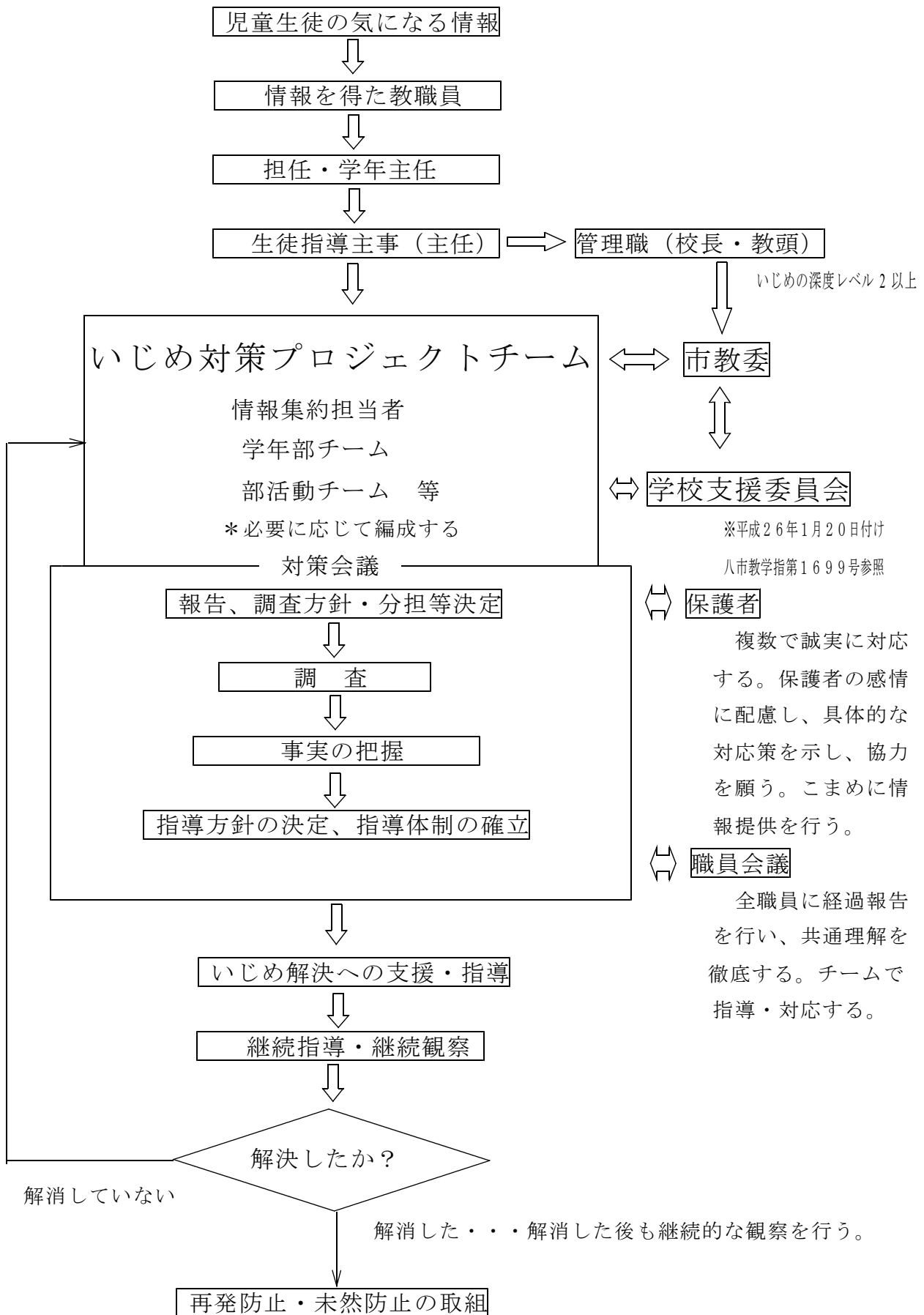
ク 保護者全体への対応

①いじめが発生する背景をしっかりと伝えます。

②すべての生徒を学校は守っていくことを保護者会等で伝えます。

③いじめをなくしていくため、いじめ防止の視点で学校教育活動を見直すことを伝えます。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価について

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取り組みや早期発見、さらにいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価します。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容

5 重大事態への対処

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じます。

- ① 重大事態が発生した場合は、校長が八代市教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。また、校長を代表とする校内対応チームを編成する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査・事実把握を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署連携し厳正に対処する。
- ⑤ いじめを行った生徒への指導を行う。指導者は対応チームで選定する。
- ⑥ いじめを受けた生徒への支援を行う。支援者は対応チームで選定する。
- ⑦ 周囲の生徒への指導を行う。指導は校長の指示を受けた生徒指導主事を中心に全職員で行う。
- ⑧ 経過を観察し、対応チームで状況に合わせた対策を行う。

6 基本方針の見直し及び公表

学校は、策定した基本方針について適宜見直しを図り実態に合わせていきます。また、策定した基本方針は、学校ホームページに掲載して保護者へ公表します。